

令和4年4月22日

県剣道連盟会員各位

一般財団法人福井県剣道連盟  
専務理事 西川 譲

令和4年度（第57回）剣道中央講習会福井県伝達講習会質問事項についての見解

4月17日（日）の剣道中央講習会福井県伝達講習会質問事項について、公益財団法人全日本剣道連盟試合・審判委員会香田郡秀委員長にお聞きしました。以下は先生からのご回答と見解をまとめたものです。

## 1 質問事項

### （1）鏢競り合いに至るまでについて

お互いに面を打突し、高い位置で拳と拳が接触した後、鏢競り合いの位置まで両者が拳をゆっくりと下す、またはなかなか降ろさないで時間空費をする可能性がある。鏢競り合いになったら「一呼吸」で分かれなければならないが、鏢競り合いになる前なので、この行為をどのように判断・判定したらよいのか？という質問がありました。

西川は、高い位置で高い位置で拳と拳が接触した後、技を出せないならば即座にお互いに鏢競り合いに入らなければならない。入らないことが続けば、両者または鏢競り合いに入らない選手を反則とすることがある。と考えると回答しましたが如何でしょうか？

### （2）①鏢競り合いに至るまでの打突について

お互いに面を打突し、高い位置で拳と拳が接触した後、瞬時に引き技を出すのではなく、両者が鏢競り合いの位置に拳を下すまでに、打突した場合有功打突とするのか？

### （3）②鏢競り合いに至るまでの打突について

お互いに面を打突し、高い位置で拳と拳が接触した後、自分は高い位置に拳を置いたまま鏢競り合いの位置に拳を下さず、片方の試合者が鏢競り合いの位置に拳を下すところを狙って、打突した場合有功打突とするのか？または反則とするのか？

### （4）鏢競り合いの「一呼吸」について

鏢競り合いになったら「一呼吸」で分かれるというが、「一呼吸」には個人差があり、「一呼吸」の時間的な解釈が難しい。「一呼吸」とは何秒くらいなのか？

### （5）鏢競り合いからの「一呼吸」以内の引き技の打突について

鏢競り合いから「一呼吸」以内に引き技を出し、有功打突であれば一本とするというが、「一呼吸」以内とはどれくらいなのか？

香田先生からのご指導と見解

### （1）について

香田先生のご指導

以前から説明していますが、接触した瞬間に縁を切ることなく技を出す、技が出なけ

れば積極的に分かれる。(第一段階) このように指導を要請する。

・上記から技が出ない場合や分かれなない場合は速やかに正しい鏝競り合いになる(指導要請)。正しい鏝競り合いにならないと正しい技は出ないし、もつれたりする。そして鏝競り合いになったら一呼吸以内で技を出す。第二段階(指導要請)

・鏝競り合いから一呼吸以内に技が出なければ、鏝と鏝で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。(第3段階)

手元を下げた正しい鏝競り合いができていないと競り合う力を利用して一気に下がることはできない。(指導要請)まず、皆さんに鏝競り合いになる前に積極的に技を出すよう指導を要請します。段階1、段階2、段階3に示したような指導をお願いしたい。

また、中央講習会資料の趣旨2を熟読してもらい、試合者と審判員が共通理解し、一体となって、良い試合の場を醸成してもらいたい。

まとめ

これまでの歴史をひもとくと規則が変わればその規則をかいくぐって反則ギリギリの試合展開が考案されます。今回は規則を全く変更していません。第1条に則り公明正大に試合をするよう反則からできるだけ遠いところで試合をするよう指導者は指導していただきたいです。

また「こうなったらどうする」という問題がいろいろ考えられると思いますが、一つ一つの行動現象を机上で論ずることは難しいので微妙な現象に対して第一条に照らし合議によって判断していただきたい。審判員は見極めの訓練が必要です。

一呼吸については常識的に考えていただきたい。

(2)について

相手と近間になり鏝競り合いに至るまでは攻防の途中であれば技を出して良い。むしろそこは気を抜くことなく縁を切らないで技を積極的に出すよう指導していただきたい。縁が切れ相互に分かれようとしている場合、技は出さない。(審判の裁量) 状勢等により、微妙な場合は合議により第1条に帰結し判断する。

(2) (3)について

剣道試合・審判・運営要領9ページから10ページを見てもらいたい。

9ページ「鏝競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。」

9ページ~10ページの「鏝競り合いになった場合には、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消しようとしなければならないのである。しかし、鏝競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。①正しい鏝競り合いをしているか。②打突の意思が有るか。③別れる意思が有るか。」目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。

○一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏝競り合いとなる。

(4)について

「一呼吸」とは、次のようなことである。

剣道試合・審判細則第11条「次の場合は有功打突とすることが出来る。

1. 竹刀を落とした者に、直ちに加えられた打突。
2. 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
3. 倒れた者に、直ちに加えられた打突。

これと同様に「一呼吸」を捉えてもらいたい。

剣道試合・審判・運営要領 22 ページ～23 ページ

<事例 5>倒れた者に対して直ちに加えられた打突は有功打突となるが、「直ちに」という現象をどのように解釈したらよいのか。

<解説>②倒れたものに対する打突は「一呼吸」とも云われるが、この「一呼吸」の中に審判員の見極めや判断が含まれる。

これも参考にしてもらいたい。